

決議案第3号

いじめによる「重大事態」に関する決議案について

標記の決議案を別紙とおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年6月21日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 加増 充子

〔提案理由〕

市立中学3年生の自死について、市長・教育委員会の対応はもとより、私たち議員としてもチェック機能をしっかり果たすべきでした。その反省を込めたうえで、これ以上いじめのない誰もがのびのびと学校教育を受けられるように真摯に取り組んでいくために、決議するものです。

## いじめによる「重大事態」に関する決議

2015年11月10日、市立中学3年生が自ら命を絶つという痛ましく悲しい事件が起きました。5日後、「いじめられたくない/死にたい」などと記述された本人の日記が見つかり、ご両親から、事実の解明、学校及び先生の対応等の調査を求められました。

市長・教育委員会は、「いじめによる自死・重大事態」と受け止め、すみやかに「いじめ防止対策推進法」第28条に基づいて第三者調査委員会を設置すべきでした。ところが、市長及び教育委員会は、法にのっとりた第三者調査委員会ではなく、いじめによる自死を前提としない第三者による調査委員会を立ち上げ、今日に至りました。こうした調査委員会のあり方に疑念を抱いたご両親は、事実の真相解明を求め、がんばってこられました。連日のマスコミ報道や世論の広がりや文科省の是正指導により、ようやく市と教育委員会はいじめがあったと認めるに至りました。議会としてもこれらを看過してきたことを深く反省するものです。子どもたちが人間として尊重され、成長・発達していくことを保障するために議会も力を尽くさねばなりません。

市長・教育委員会はもとより議会としてしっかりとこの事態を解明し、今後の教育のあり方等について真摯に取り組んでいくことが求められます。子どもたちが平和な環境の下で、いじめのない心豊かに成長する環境づくりを改めて取り組むことを決意し、決議するものです。

以上、決議する。

平成29年 6月 日

茨城県取手市議会